

証明書申請参考（仏領ポリネシア向け）

（番号は証明書発行例に対応）

2019年3月1日現在

- ① 「*Declaration for the import into French Polynesia of ()*」
 - ・ 申請書入力画面の「食料／飼料」欄で「食料」または「飼料」を選択。
- ② 「*batch identification code*」
 - ・ B/Lナンバー、AWBナンバー等を記載（インボイスナンバーは不可）。
 - ・ 航空便であって、申請時点で貨物番号が未定の場合は、申請段階では空欄とし、仏領ポリネシア側に提出するまでに発給機関又は申請者が記載。
 - ・ 郵便小包等の場合は、申請書入力画面の「郵便小包」欄を選択するとともに、送り状のItem numberを記載。
- ③ 「*declaration number*」
 - ・ 発給機関が記載。
- ④ 「*In accordance with the provisions of … on 11 March 2011, ()*」
 - ・ 発給機関が記載。
- ⑤ 「*DECLARES that the:*」
 - ・ 申請書入力画面の「食料／飼料」欄で「食料」または「飼料」を選択。
- ⑥ 「*products referred to in Article 4 … of 8 September 2016 consisting of: ()*」
 - ・ 輸出品の具体的内容、包装形態、重量を記載。
- ⑦ 「*embarked at () (embarkation place)*」
 - ・ 日本の出港地を記載。例：●● port, Japan
 - ・ 申請時点で未定の場合は、申請段階では空欄とし、仏領ポリネシア側に提出するまでに発給機関又は申請者が記載。
 - ・ 郵便小包等の場合は、申請書入力画面の「郵便小包」欄を選択するとともに、発送した郵便局等の所在地（都道府県・市町村名）を記載。
- ⑧ 「*on: () (date of embarkation)*」
 - ・ 日本からの出港日を記載。
 - ・ 申請時点で未定の場合は、申請段階では空欄とし、仏領ポリネシア側に提出するまでに発給機関又は申請者が記載。
 - ・ 郵便小包等の場合は、申請書入力画面の「郵便小包」欄を選択するとともに、郵便局等からの発送日を記載。
- ⑨ 「*by: () (identification of transporter)*」
 - ・ 貨物を輸送する航空便名、船便名等を記載。
 - ・ 申請時点で未定の場合は、申請段階では空欄とし、仏領ポリネシア側に提出するまでに発給機関又は申請者が記載。
 - ・ 第3国を経由する場合は、申請書入力画面で「第3国経由」欄を選択するとともに、日本から経由地までの便名と、経由地から目的地までの便名の双方を記載。
- ⑩ 「*going to (place and country of destination) ()*」
 - ・ 仏領ポリネシア内の目的地名及び「French Polynesia」と記載。
 - ・ 第3国を経由する場合は、申請書入力画面で「第3国経由」欄を選択するとともに、経由地も併せて記載。

- ⑪ 「*which comes from the establishment () is compliant ... and caesium-137.*」
・生産・加工施設の名称及び所在地を記載。
- ⑫ 「*Mushrooms, fish and fishery products ... processed before 11 March 2011*」の□
・規制対象品目のうち、2011年3月11日より前に生産・加工されたものの場合に選択。
- ⑬ 「*Mushrooms, fish and fishery products ... analysis of this product is required*」の□
・規制対象品目のうち、指定地域以外で生産・加工され、指定地域を経由しないものの場合に選択。
- ⑭ 「*Mushrooms, fish and fishery products ... to radioactivity during transiting*」の□
・規制対象品目のうち、指定地域以外で生産・加工され、指定地域内を経由するものの場合に選択。
- ⑮ 「*Mushrooms, fish and fishery products ... this product is required*」の□
・規制対象品目のうち、指定地域で生産・加工されたものの場合に選択。
- ⑯ 「*Mushrooms, fish and fishery products ... of unknown origin*」の□
・規制対象品目のうち、生産・加工地が不明の場合に選択。
- ⑰ 「*sampled on: () (date)*」
・放射性物質検査を行うべき輸出製品の検体採取日を記載。
- ⑱ 「*analysis on () (date)*」
・放射性物質検査の実施日を記載。
- ⑲ 「*in the laboratory () (name of laboratory)*」
・放射性物質検査を実施した検査機関名を記載。
・検査機関が、省ウェブサイト「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」(http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html)に掲載されている機関であることを確認。
- ⑳ 証明要件
・仏領ポリネシア側の証明要件は⑫～⑯のいずれか一つが証明されれば十分なため、いずれか一つを選択。
- ㉑ 「*Done at ()*」
・発給機関が記載。
- ㉒ 「*on ()*」
・発給機関が記載。
- ㉓ 「*Stamp and signature ... n° 1319 of 8 September 2016*」の下
・発給機関が記載、押印、署名。